

10 人口減少下におけるICTを活用した学びの保障について

【文部科学省】

長野県の状況

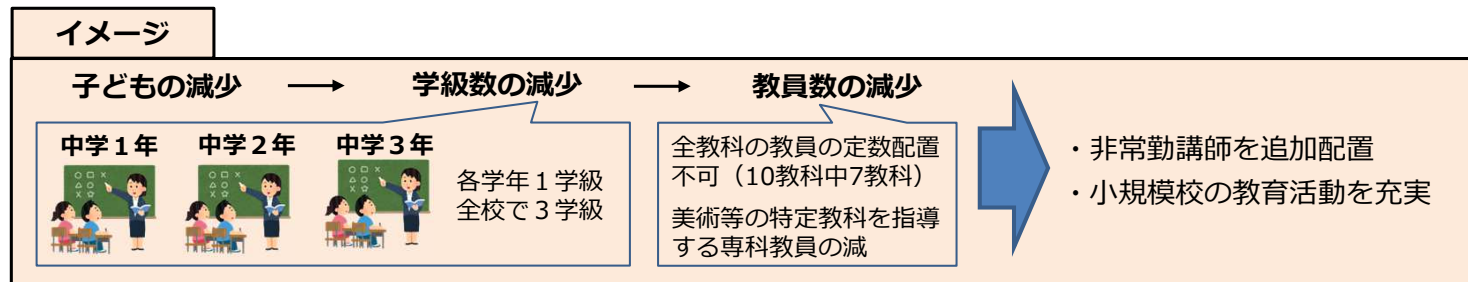
●教育を受ける機会を逸している子どもたちへの学びの保障が急務

- ・本県では、小規模校の教育活動充実のための教員配置をしているが、少子化に伴う学校の統廃合の進行により、8市町村では、近隣市町村の中学校に登校する状況であり、子どもたちが生まれ育った地域で十分な教育を受けられなくなっている。
- ・本県の不登校児童生徒数は3,802人(R2)となっており、年々増加（H28年2,219人から5年間で1,583人増加）。また、主として自宅を居場所とする児童生徒数も増加傾向であり、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、ICTを活用し学び続けられる環境の整備が必要

取組

○小規模校への教育活動充実のための教員配置

- ・小学校において、異学年との合同授業や連学年による教科担任制の実施など、小規模校の教育活動を充実するための教員を配置（R2:39校に64名、R3:37校に54名、R4:45校に60名）
- ・中学校において、美術等の特定教科の免許状を持たない教員が当該教科を担当することを解消するため、非常勤講師を県予算により配置（毎年15名程度）



【成果】

異学年との合同授業等を通じ、学力向上等の成果目標を達成できたと評価する学校の割合
【R3：100%】

○不登校児童生徒の学校外の学びの支援

- ・不登校支援コーディネーターを県内4市町にモデル配置（R3~4）し、アウトリーチによる学校外での支援を実施するなど、教育支援センターの機能を拡充
- ・ICT等（一人一台端末）を活用し、授業のオンライン配信やWeb教材による学習を行うなど不登校児童生徒のニーズに合った多様な学習を支援
- ・市町村へのサポート体制の整備や学習評価の在り方等を検討

【成果】

アウトリーチによる学校外での支援回数（4市町）
【R3：347件】

課 題

■ 過疎が進み生徒数が減少している地域における質の高い授業の実施

- ・一部の教科で、免許を有する教員の配置が非常に困難になっており、教科数に対応する十分な教員の配置が困難な過疎地域の小規模中学校等は、今後さらに増えていく見込み
- ・地域にある学校を存続させるとともに、教員資源を有効に活用しながら、様々な学校との協働学習の推進を図るため、学校のICT機器を活用して、**都市部と過疎地域を結ぶ義務教育段階における遠隔教育の推進が必要**
- ・希望する中学校等は、**遠隔教育特例校制度（学校教育法施行規則第77条の2）**によりICTを活用して遠隔教育を行うことができるが、当該制度は文部科学省への申請や報告等、所定の事務手続きを要する

■ 不登校児童生徒への学びの保障

- ・多様な子どもの教育機会の確保を図るには、子どもたちが誰一人取り残されないよう、いつでも・どこでも・どのような状況にあっても、学びが継続できる「**義務教育段階における通信制学校の設置が必要**」
- ・現行の学校教育法の規定では、一部の例外（法附則第8条）を除き**通信制学校の設置ができない**



提案・要望

1 中学校等における遠隔教育の推進

文部科学省への申請や報告等が必要とされている遠隔教育特例校制度を見直し、都道府県教育委員会の判断で遠隔教育を柔軟に実施できるようにすること

また、遠隔教育を推進するための人的支援及び財政支援を充実すること

2 義務教育段階における通信制学校の設置

不登校児童生徒、とりわけ自宅や自室から出られない子どもの教育機会の確保を図るためにも、通信制の小学校、中学校及び義務教育学校の設置を認めるとともに、設置・運営にあたり必要な経費を支援すること